

平成 21 年 3 月 19 日 (木曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (18 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登 代 子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	10 番	佐 藤 毅	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 長	奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
安 彦 浩 立 地 推 進 室 長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長	山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安 孫 子 政 一 農 林 課 長
犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長	秋 場 元 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長	那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長
今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長	荒 木 利 見 教 育 長
兼 子 善 男 病 院 事 務 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長
兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長	片 桐 久 志 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長	清 野 健 監 査 委 員
兼 子 良 一 水 振 興 課 委 員 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長
兼 子 良 一 監 事 務 局 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 5 号

第 1 回定例会

平成 21 年 3 月 19 日 (木曜日)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- | | | | |
|-----|----|---------|--|
| 日程第 | 1 | 議第 6 号 | 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号) |
| " | 2 | 議第 7 号 | 平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 3 | 議第 9 号 | 平成 20 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 4 | 議第 10 号 | 平成 20 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| " | 5 | 議第 11 号 | 平成 20 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 6 | 議第 12 号 | 平成 20 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 (第 1 号) |
| " | 7 | 議第 13 号 | 平成 20 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 8 | 議第 14 号 | 平成 21 年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 9 | 議第 15 号 | 平成 21 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 10 | 議第 16 号 | 平成 21 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 17 号 | 平成 21 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 18 号 | 平成 21 年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 19 号 | 平成 21 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 |
| " | 14 | 議第 20 号 | 平成 21 年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 15 | 議第 21 号 | 平成 21 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 16 | 議第 22 号 | 平成 21 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算 |
| " | 17 | 議第 23 号 | 平成 21 年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 18 | 議第 24 号 | 平成 21 年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 19 | 議第 25 号 | 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| " | 20 | 議第 26 号 | 寒河江市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について |
| " | 21 | 議第 27 号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 28 号 | 寒河江市介護保険給付費準備基金条例の一部改正について |
| " | 23 | 議第 29 号 | 鈴木ブックスタート基金条例の制定について |
| " | 24 | 議第 30 号 | 寒河江市介護報酬改定臨時特例基金条例の制定について |
| " | 25 | 議第 31 号 | 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について |
| " | 26 | 議第 32 号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 27 | 議第 33 号 | 寒河江市介護保険条例の一部改正について |
| " | 28 | 議第 34 号 | 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第 35 号 | 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部改正について |
| " | 30 | 議第 36 号 | 損害賠償の額を定めることについて |

- ” 3 1 議第 3 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - ” 3 2 請願第 1 号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書の提出に関する請願
 - 日程第 3 3 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 厚生経済委員長報告
 - (3) 建設文教委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - ” 3 4 質疑、討論、採決
 - ” 3 5 議会案第 1 号 寒河江市議会会議規則の一部変更について
 - ” 3 6 議案説明
 - ” 3 7 質疑、討論、採決
 - ” 3 8 議員派遣の件
 - ” 3 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前11時30分

伊藤忠男議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 本日の会議運営については、本日午前9時から議会第2会議室において、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議案第1号、議員派遣の件及び閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての3案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第35で議案第1号を上程した後、日程第36で議案説明を省略し、日程第37で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、日程第38で議員派遣の件、日程第39で閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について、それぞれお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります

議案上程

伊藤忠男議長 日程第1、議第6号から日程第32、請願第1号までの32案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第33、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は3月11日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第25号、議第26号、議第27号及び議第37号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第25号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山形県は対応が遅かったと思いますが、県内の自治体の反応はどうか」との問いがあり、当局より「さきに休息時間の廃止が国の人勤で出され、県の人事委員会も執務時間そのものを午後5時15分までにするというので、それに合わせて改正しようということです。県内13市の状況ですが、6割から7割ほどが今議会に条例改正の提案をしているようであります」との答弁がありました。

議第25号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。8番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は3月11日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託となりました案件は、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第28号、議第30号、議第32号、議第33号、議第34号、議第36号、請願第1号の12案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第9号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第9号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「保険料を軽減した分の財源は国から来るのか」との問いがあり、当局より「制度開始後の新たな軽減措置分については、国の方で全額負担ということになります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第10号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「システム改修の中の4月から行う審査のための調査票の項目について」との問いがあり、当局より「調査項目は調査委員の主観が入らないように十分精査して82から74に変更になりますが、本人及び介護の状況など、より実態に即した見直しが行われたものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第11号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「状態が軽度になったとか、重度になったとかとの介護の認定の期間はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「認定期間は新規の方については6カ月、更新の場合はその人の状態によって違いますが、安定していれば最高で24カ月になります」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第12号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「患者数が減少した原因は」との問いがあり、当局より「第1病棟の改修工事に伴い、7月から9月までの3カ月間と、その前後の数カ月において予想以上の入院患者の落ち込みや、継続的な外来患者数の減少となったためです」との答弁がありました。

委員より「胃の内視鏡検査を例にとると、市立病院では予約が必要となっているが、そういうやり方を市民に知らせる必要があるのではないか」との問いがあり、当局より「市立病院の検査の流れでは、検診の結果表を持参し、診察を受けて予約することになっています。今後とも患者さんに適切に情報を提供するよう、きめ細かく対応しなければならないと考えています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第13号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市介護報酬改定臨時特例基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「附則にある保険料、例えば第1号にかかる者が2万340円とあるが、この設定について」との問いがあり、当局より「このたび、第4期計画になるわけですが、平成21年度から平成23年度までの給付費の見込みや認定者の増などを加味して改正しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第33号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市美術館の基本使用料を半日ずつにしたのは利用者のニーズに合った利用の方法を考慮したためなのか」との問いがあり、当局より「展示するため搬入・搬出というのが出てきますが、それを全日分いただくのも利用者の負担になるということを配慮したためです」との答弁があり

ました。

委員より「季節加算額の算出根拠はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「実費相当額を面積で案分して設定した改正前の金額に合わせています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今、だれにも頼ることができなくて、年金だけで暮らしている高齢者が多くなっているわけだから、年金の最低限度の引き上げは必要だと思いますので、採択をしてほしいと思います」との意見がありました。

委員より「年金というのは、基本的に持続可能というのが大原則だと思います。さまざまな事情はあると思いますが、財源という問題もありますので、継続の審査を私は考えてみたい」との要求がありましたので、まず継続審査について諮ったところ、多数をもって継続審査とすべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。9番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は3月11日午前9時27分から議会図書室において委員6名全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号、議第29号、議第31号、議第35号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰越明許費に係る事業箇所の距離と完成予定について」の問いがあり、当局より「延長は250メートルで、6月ころを予定しております」との答弁がありました。

議第7号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号鈴木ブックスタート基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この基金条例と図書館との関連性について」の問いがあり、当局より「市では子育て支援の一環として、平成20年度から出生届のときに絵本をプレゼントしておりまして、3カ月健診の際に、このたびの基金で絵本を2冊と専用の袋をおあげして、図書館ではブックスタート用図書の貸し出しを行う目印として、その袋を活用してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「この基金は市の裁量で使えるのか、それとも寄附した人との話し合いによるものか」の問いがあり、当局より「鈴木先生からの申し出のときには具体的な金額についての話にはなりませんでしたが、寄附を続けられる限りしていきたいということで、こちらで事業計画を立てたところ、約10年分に相当するということです」との答弁がありました。

議第29号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「日田分館の土地・建物の所有者と、中町分館の地番変更の具体的理由について」の問いがあり、当局より「日田分館は土地・建物とも日田町会で取得し、地縁団体として登記をかけております。また、中町分館の旧地番が面積的にも大きいということで、建設時からその地番で届け出があったものと思われませんが、その後地籍調査が入り、何筆か合筆しておりまして、今回一番若い番号を使うということで改正することになったものです」との答弁がありました。

議第31号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「設計変更の理由について」の問いがあり、当局より「汚泥脱臭設備工事の当初設計では、生物脱臭設備と活性炭吸着設備の2基を予定しておりましたが、機種選定の段階で生物だけでも十分脱臭が可能なこと、また活性炭は維持管理費がかさむことから、生物脱臭設備1基にしたためと、請負差金によるものです」との答弁がありました。

委員より「今回は減額補正だから、ある意味ではいいが、足りなかったでは困るので、契約の段階でもっと研究して対応する必要があるのではないか」の問いがあり、当局より「十分配慮して実施していきたいと考えております」との答弁がありました。

議第35号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、3月4日午前10時45分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長を初め副市長及び関係課長など出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第6号平成20年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)、議第14号平成21年度寒河江市一般会計予算、議第15号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第16号平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第17号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第18号平成21年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第19号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第20号平成21年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第21号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第22号平成21年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第23号平成21年度寒河江市立病院事業会計予算、議第24号平成21年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第6号につきましては、一つ、健康増進事業費負担金の減額について、一つ、市立病院への繰り出し基準額について。

議第14号につきましては、一つ、「フローラ・SAGAE」の未収金及び光熱水費などについて、一つ、周辺自治体との合併について、一つ、市の職員数及び業務量に応じた職員の配置について、一つ、庁舎の耐震化について、一つ、チェリークア・パークののり面の活用及び未分譲区域などの誘致について、一つ、市ホームページの運用について、一つ、姉妹都市交流のあり方について、一つ、醍醐小学校の跡地利用について、一つ、市立保育所の職員数及び通園バスの直営化について、一つ、生活保護申請に対する対処及び自立支援について、一つ、発達障害児の把握について、一つ、特定不妊治療費の助成事業の周知方法について、一つ、がん検診の受診率の向上について、一つ、新型インフルエンザの対応について、一つ、市民浴場の指定管理者制度の成果について、一つ、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえについて、一つ、食育推進計画の策定について、一つ、寒河江市中央農免農道の整備について、一つ、平野山林道の対応について、一つ、市内の祭り全体の見直しについて、一つ、寒河江市美術館について、一つ、最上川寒河江緑地整備事業の見直しについて、一つ、花咲かフェアの実施内容について、一つ、学校へのAEDの設置について、一つ、小中学校の色覚異常の実態について。

議第17号については、一つ、国保の一泊ドックの復活について。

議第20号については、一つ、介護従事者の処遇改善について、一つ、介護認定方式の変更についてなどの質問があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第15号、議第16号、議第18号、議第19号及び議第21号から議第24号までについては、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月19日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長を初め副市長及び関係課長などの出席のもと、再開いたしました。

日程第1、議第6号から日程第12、議第24号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第6号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、一つ、保育所通園バスの市直営での実施についての質疑があり、厚生経済分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、反対討論、賛成討論の後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第21号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第22号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第23号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第24号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第34、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の

挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第1号は継続審査にすることに決しました。

なお、本件について厚生経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

厚生経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第35、議案第1号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第36、議案説明であります。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 員 派 遣 の 件

伊藤忠男議長 日程第38、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会
中における委員会調査申出並びに委員
派遣承認要求について

伊藤忠男議長 日程第39、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後1時31分

伊藤忠男議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 杉 沼 孝 司

会議録署名議員 高 橋 勝 文